

# 常任委員会 (部門別)の審査

9月定例会に上程された議案のうち、市長提出議案9件が部門別の常任委員会に付託され審査を行いました。  
※質疑のあった議案について主な質疑と答弁を掲載しています。QRコードを読み取ると、委員会の録画映像をご覧いただけます。

## 総務

越谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 男女間における育児休業の期間の違いと職員への周知および相談体制は。

答 男女間で休業期間に違いはなく、女性の産後休暇に代わり、男性は「産後パパ育児」を取得することができる。職員に対しては「育児介護両立支援ハンドブック」や「女性活躍推進研修」、実際に育児休業を取得した職員の状況を掲載したパンフレット



等で周知している。今後も相談があった際には人事課において丁寧な説明を行う。

## 民生

越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 選定療養費の徴収と紹介率・逆紹介率の実績は。また、選定療養費の周知方法は。

答 選定療養費について、令和3年度は、2209人、約862万円を徴収した。また、紹介率および逆紹介率について、令和3年度はコロナ禍により減少に転じたが、平成29年度から令和2年度までは毎年約4%ずつ上昇していた。次に、選定療養費の制度については、市立病院のホームページや病院発行の広報紙等で周知を行っている。選定療養費は、地域医療機関との機能分化を進めるための一助になると考えていることから、今後は、あらゆる手段を活用して周知していきたいと考えている。

▶**反対討論** 政府が社会保障費の自然増削減のため、後期高齢者医療費等の患者負担の引き上げを行っている中、選定療養費の引き上げは、物価高もあり市民理解は得られないと考える。また、市立病院が今やるべきことは、広報活動による機能分化の推進や地域の医療機関との連携を密にするための取り組み、誰にでも安心安全な医療を提供することであると考えるため反対する。



市立病院

## 環境経済・建設

越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

問 条例改正の理由は。また、建築行為を伴わない優良既存住宅の認定制度が創設されることによるその効果は。

答 耐震性や省エネルギー性能などが高い、長期優良住宅の普及を主な目的とした法律

の改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。既存住宅が一定の要件を満たし、長期優良住宅として認定を受けることにより、既存住宅そのものの価値を高めることができるようになると考えている。



## 子ども・教育

越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結について

問 PFI事業者選定審査会委員の人数の考え方は。

答 今回の小中一貫校の整備PFI事業においては、建設、教育施設設計、財務の3つの視点から評価が必要と考え、学校教育施設の建築に造詣が深い大学教授の方、PFI事業についての経験が多い大学教授の方、SPCの財務状況等の確認ができる公認会計士の方の3人を委員に選任した。

問 性能評価点800点、価格評価点200点の配点とした理由は。

答 当初、市としては、性能評価点700点、価格評価点300点の配点としていたが、委員から「中身で選ぶという市の姿勢を強く出すということであれば、加点審査項目の割合を上げたほうがいいのか」と意見があった。そのため、コンサルを含めた関係部課所で協議をし、配点割合の変更を含め再度審査会で提案をしたところ、異議はなかった。

問 審査委員が専門外の分野を評価することの考え方は。また、協議により評価を

えたのは適正な判断であると考えた理由は。

答 全てを熟知している委員を選ぶのは困難であるため、それぞれの専門性で選ばせていただいた。評価については、委員自ら「全項目評価方式」を選択し、それぞれが専門外の分野であっても自分の目線で評価をしていくという選択をしたと考えている。また、ばらつきの出た評価については、きちんと協議をし、自分の評価を変えるのかは委員が納得した上で判断しているため、協議には意味があるものと考えている。

問 従来の契約方法とPFI事業により契約した場合の差額は。

答 市が直接契約する従来方式で学校施設を整備した場合における事業費はおよそ163億円であるため、今回のPFI事業と比較するとおよそ20億円高くなる。

▶**反対討論**  
▷ 3学園構想に係る小中一貫校整備については賛成の立場であるが、本事業は越谷初の事業であり、事業者選定や意思決定にあたっては慎重かつ丁寧な議論が行われるべきであり、透明性、公平性の確保の観点が必要であると認識している。しかし、約2億4000万円の価格差がありながら、結果が逆転するほど技術的な内容に差があったのか、選定審査会の記録からは読み取れない。また、委員の選定プロセスや人数の根拠においても、納得がいく説明を得られず、市民の理解を得るには根拠が乏しい。市民が納得する透明性と公平性を担保した慎重な議論が尽くされることを要望して、反対する。

▷ 予算規模が150億円の大型PFI事

業であるにもかかわらず、提案事業者に対して学校施設という単一の用途のみでの水準で要求をしていること。官民連携の大型PFI事業としての要求水準とは言い難いこと。選定審査会の人数を条例の範囲内最大の審査員数としておらず、審査には幅広い知見が求められるが、専門外の分野についても評価に関与しており、適正な評価となっていない可能性があること。以上の理由により、反対する。  
▷ 計画策定にあたり、保護者や子ども、教員の意見聴取、反映が不足していることが聞きとれる。そのような課題に対しても、これから考えるというような話もある。このことから、教育委員会の都合による施設建設先にありきで、既存の敷地に子どもを詰め込むことだけが目的になっていると指摘せざるを得ない。子どものための計画とは言えないことが改めて浮き彫りになっていると考え、反対する。

